



毎月勤労統計調査の調査手法の検討等に関するワーキンググループの目的及び進め方

厚生労働省 政策統括官

（統計・情報システム管理、労使関係担当）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ワーキンググループの目的

- 毎月勤労統計調査は、労働者の賃金・労働時間等の変動を毎月把握することを目的とした調査であり、政府の経済政策、賃金動向の分析等に活用されている。
- 本調査には、これまで種々の指摘がなされ（次頁を参照）、改善に向けた検討を行ってきた。特に近年では、サンプル入れ替え（標本交替）に伴う断層や事業所を訪問して調査票の回収・点検を行う調査員の負担軽減等が課題として指摘されているところ。
- 本調査において対応すべき更なる課題についてお伺いするとともに、上記の課題を踏まえた対応として、毎月勤労統計調査の調査手法の検討等を効率的に行うため、「厚生労働統計の整備に関する検討会」（整備検）の下に「毎月勤労統計調査の調査手法の検討等に関するワーキンググループ」を設置し、ご議論いただくもの。

毎月勤労統計調査の主な検討課題

具体的な検討課題			指摘区分
断層縮小に向けた取組	回収率の向上のため対応すべき課題		
	1. 調査員の負担軽減に資する調査手法の見直し（事業所母集団D B以外の名簿の利用可能性等）	(I)	統計委・自治体
	2. 回答しやすい調査手法への見直し	}	部会
	3. 事業所調査から企業調査への見直し		統計委
	精度の改善のため対応すべき課題		
	1. 層化基準、調査対象事業所数の見直し	(II)	統計委・WG
	2. 全国調査、地方調査を合わせた設計への見直し	}	統計委
	3. ローターションサンプリングの在り方への見直し		統計委
新産業分類への対応、その他	4. 母集団労働者数の推計方法の見直し（規模変更時の抽出率逆数の考え方等残された課題について）		WG
	当面、検討すべき課題		
	1. 産業分類改定に係る対応（接続系列作成の検討）	(III)	－
	2. ベンチマーク更新に係る対応	(IV)	－
	3. 公表の在り方の検討	(V)	－
	その他の課題		
	1. 共通事業所検討会で示された課題		同検討会
	2. 賞与の支給状況の把握		総務省
	3. 達成精度計算等の推計式の検討・公表		有識者

（注）これまでに受けた指摘等を課題として整理しており、「指摘区分」には、それぞれ、主として指摘を頂いた委員会等の名称を記載。

本ワーキンググループでの検討課題①

＜回収率向上と精度の改善＞ ※（Ⅱ）に対応

- 毎月勤労統計調査では、毎年1月分結果において、サンプル入れ替えやベンチマーク（ウェイト）更新（※1）を行う際に、新旧事業所の賃金・労働時間等に乖離（以下「断層」という。）が生じるが、賃金・労働時間指数は、数値を改訂せずそのまま時系列接続している。これは、統計委員会の指摘や答申に沿ったもの（参考1参照）。

（※1）毎月勤労統計調査の母集団労働者数は、全数調査である「経済センサス基礎調査」等を用い設定するが、年月が経つにつれ、実態との間に乖離が生じる。このため、新たな「経済センサス基礎調査」等の結果をベンチマークとし、母集団労働者数の実態との乖離を是正している。ベンチマーク更新を行うと、平均賃金や平均労働時間を求める際の加重平均に用いる母集団労働者数が変更されるため、ベンチマーク更新の前後で賃金・労働時間等に断層が生じる。

- これまで、ベンチマーク（ウェイト）として用いる母集団労働者数の推計方法の改善等、断層縮小に向けた検討を進めてきたが、賃金に対する社会的な関心が高まる中、調査の信頼性確保や利便性向上に資する上で、断層縮小に向けた継続的な取組が必要不可欠。このため、回収率の向上と精度の改善に引き続き取り組んでいく（※2）。

（※2）「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅳ期・令和5年3月閣議決定）においても、「毎月勤労統計調査について、母集団労働者数の推計方法や季節調整法の見直しなど、更なる結果精度の向上を目指し、調査の改善に取り組む」（継続実施）とされている。

- 
- これらの課題は、令和7年度調査研究事業において検討しており（課題2 調査票回収率の向上／課題3 統計精度の向上）、その結果を資料4に整理
 - 検討した個別の項目のうち、**層化基準の見直し等**、**全国・地方調査の統合**、**回収率の向上**について、ご意見を伺いつつ、第4回以降のWGにおいて、実装に向けた更なる検証を進める予定
 - 具体的には、資料4においてご説明させていただく

本ワーキンググループでの検討課題②

<調査員の負担軽減>

※（Ⅰ）に対応

- 一方、調査環境の厳しさが高まる中で、統計調査の実務を担う都道府県では、調査員のなり手不足や高齢化等が課題。「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月閣議決定）において、調査員の負担軽減のための調査・分析を求められていることも踏まえ、調査員業務の在り方についても優先度の高い課題として検討を進めることが必要（参考2参照）（※3）。

（※3）ただし、調査員の廃止について賛成と回答のあった都道府県は一部の都道府県に止まる。

- 
- これらの課題は、令和7年度調査研究事業において検討しており（課題1 調査員によらない調査手法）、その結果を資料4に整理
 - 検討した個別の項目のうち、**調査員の負担軽減**について、ご意見を伺いつつ、第4回以降のWGにおいて、実装に向けた更なる検証を進める予定
 - 具体的には、資料4においてご説明させていただく

本ワーキンググループでの検討課題③

＜公表方法の改善＞ ※（Ⅴ）に対応

- これらの検討結果を調査実務上、実装していくには、所要の予算・定員に係る措置や、効率的に調査を実施する上で、毎月勤労統計調査オンラインシステムの更改時期を見据えた対応が望ましいことから、中長期的な対応となる。このため、当面の措置としては、公表方法等の改善により、統計ユーザーに誤解を与えず利便性を高める形での公表を検討（本年度中に対応予定）。

- 
- ・ 過去2年程度の間ユーザー等から受けた課題のうち、令和9年1月を目途として対応可能な課題とその対応案を資料2（※4）に整理
 - ・ 対応案へのご意見を伺うとともに、更に対応が必要な課題があればお伺いしたい

＜ベンチマーク更新・新産業分類への対応＞ ※（Ⅲ）、（Ⅳ）に対応

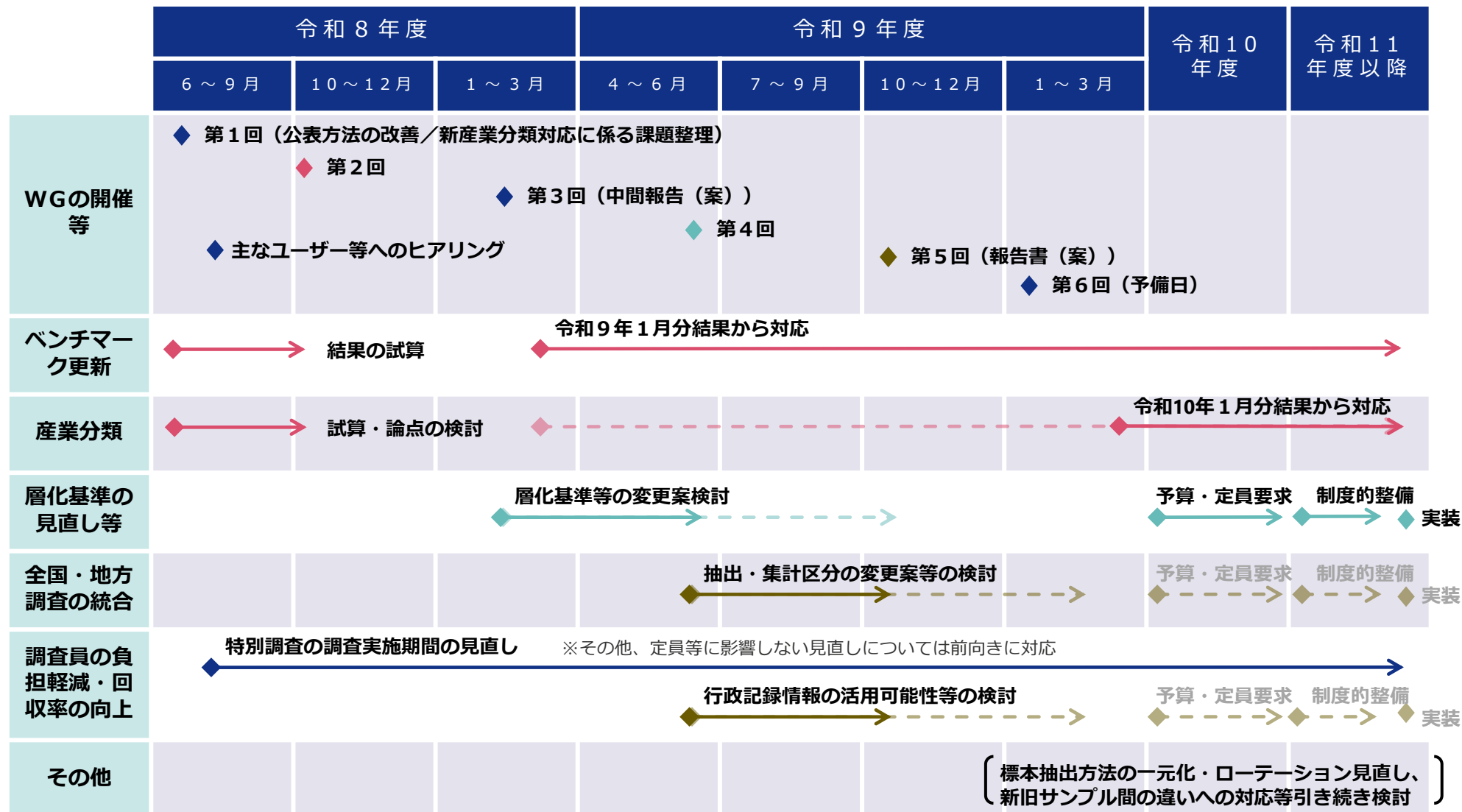
（※4）担当部局で把握しているものは、おおむね網羅されている。

- 併せて、母集団労働者数のベンチマーク更新（令和9年1月結果から対応予定）、新しい日本標準産業分類への対応（令和10年1月結果から対応予定）等についても検討する。

（※5）日本標準産業分類は、統計を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したもの。最新の第14回日本標準産業分類は令和6年4月に改定され、令和6年次フレーム（令和8年3月から利用可能）から新産業分類が収録された。

- 
- ・ ベンチマーク更新については、第2回WGにおいて試算結果をお示しし、ご意見を伺う予定
 - ・ 新しい産業分類への対応については、資料3に課題を整理。第2回WGにおいて試算結果をお示しし、個別の論点について、ご意見を伺う予定

ワーキンググループの進め方（案）



（注）広報用・説明用動画、調査員向け動画の作成について別途実施。地方調査の公表上の課題等は、担当室において別途検討。令和11年度以降の実装は、層化基準の見直しを除き、毎勤オンラインシステムの更改に合わせて実施予定。

本日の検討内容と今後の作業方針

本日の検討内容

- 本ワーキンググループの進め方・検討すべき更なる課題について（資料1）
- 毎月勤労統計調査の公表方法等の改善に関する対応案について（資料2）
- 第14回日本標準産業分類への対応案について（資料3）
- 令和7年度調査研究事業の結果と、これを踏まえた検討方針案について（資料4）

次回の検討に向けての作業方針

- 第1回ワーキンググループにおける御意見を踏まえた検討
- ベンチマーク更新に向けた事業所母集団DBの推計
- 産業分類間の接続検討のための事業所母集団DBを用いた推計

（参考 1）毎月勤労統計調査における断層への対応

統計委員会における毎月勤労統計に係る諮問審議（平成28年11月～平成29年1月）に関連する主な審議経緯等※（抜粋）

〔平成31年2月22日 統計委員会委員長談話。当該談話については、第133回統計委員会（平成31年3月6日）において、統計委員会名義の文書とすることで了承されている。〕

（略）

○ その後、新旧データ接続検討ワーキンググループにおいては、標本交替による新旧断層への対応、母集団情報の変更に伴う更新（比推定における比や母集団の大きさ等の更新）を検討対象とする一方、ウエイト（ベンチマーク）更新を対象外としたうえで、月次または四半期の周期で行われる9つの基幹統計調査を比較した。この比較検討を踏まえ、平成28年8月31日の第3回の同ワーキンググループにおいて、以下のような「望ましい方法」の整理がなされた。

① 標本交替による新旧断層への対応としては、

- ・ （過去値を補正し断層を解消することなく）新旧計数をそのまま接続すること
- ・ 断層が過度に広がる前に、標本を交替させること

に加えて

② 母集団情報の変更に伴う更新については、

全数調査などベンチマークとなるものが存在する場合、それを利用して数値を滑らかに遡及改定すること

○ これらを、毎月勤労統計の「賃金」に当てはめると、①に言う標本交替には該当するものの、「賃金」についてはそもそも全数調査がないため、②に言う「全数調査などベンチマークとなるものが存在する場合」に該当しないこととなる。

（略）

○ その後、平成30年1月にローテーション・サンプリング方式に移行を開始し、実際に平成30年1月のギャップをウエイト（ベンチマーク）と標本交替の要因別に見たところ、過去の傾向とは異なりウエイト（ベンチマーク）更新に起因するギャップが相対的に大きかった。これに伴いウエイト（ベンチマーク）更新に伴うギャップの処理方法が注目を集めた。このため、平成30年8月28日の第125回統計委員会において、「毎月勤労統計」の接続方法及び情報提供に係る統計委員会の評価」を取りまとめ、新旧データ接続検討ワーキンググループにおいて考え方を整理する際に参考とした月次の基幹統計調査において結果を遡及改定していないことを踏まえ、毎月勤労統計調査の賃金指数における「ウエイト（ベンチマーク）更新に起因するギャップ」についても、遡及改定しないことが適当な処理方法であることを明確化した。

（参考 2）令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針

地方分権改革においては、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進するため、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入。本閣議決定は、令和 6 年の地方からの提案に対し、今後、事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進していくための対応方針を定めたもの。

〔 「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日 閣議決定） 〕

4 義務付け・枠付けの見直し等

（略）

【厚生労働省】

（略）

（51）統計法（平 19 法 53）

（略）

（iii）毎月勤労統計調査については、調査員の負担軽減のため、令和 7 年度までに同調査の在り方に関する調査・分析を行う。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）